

# 公共工事標準請負契約約款が 改正されました

建設工事の適正・円滑な施工を確保するためには、受発注者間の契約が合理的で対等なものとなっていることが必要です。

このため、当事者間で結ばれる契約書の内容が、より一層、明確で対等なものとなるよう、今般、中央建設業審議会において、公共工事標準請負契約約款が以下のとおり改正されました。

公共工事の受発注者の皆様におかれましては、改正後の標準約款を是非ご活用いただけますよう、お願ひいたします。

◆ 平成22年7月26日の改正により、主に以下のような内容について改善が図られました。  
**改正内容の詳細は裏面へ！**

契約当事者間の  
対等性確保

施工体制の  
合理化

不良不適格  
業者の排除

- ✓ 建設工事標準請負契約約款とは、建設工事の請負契約を適正なものとするため、建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者に実施を勧告しているものです。
- ✓ このうち、公共約款は、公共工事はもちろんのこと、電力・ガス・鉄道等の民間工事も対象としています。

○改正後の公共約款はこちらから

○改正後の公共約款本文はこちら

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1\\_6\\_bt\\_000092.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000092.html)

○公共約款新旧対照表はこちら

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13\\_sg\\_000013.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13_sg_000013.html) (資料2別添1)

## お問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課法規係 03-5253-8111 (内線24756)

# 公共約款の主な改正内容

## 契約当事者間の対等性確保

- 約款中の呼称が「甲」・「乙」から、「発注者」・「受注者」に変更されました
- 工期延長に伴う費用増について当事者間の負担の明確化が図られました
  - ◆ 工期延長に伴う增加費用の負担について、発注者に帰責事由がある場合には発注者が費用を負担する旨の規定を追加
- 公正・中立な第三者の活用が促進されるよう規定の充実が図られました
  - ◆ 紛争が生じた後だけでなく、紛争が生じる前の受発注者間の協議段階から公正・中立な第三者（調停人）を活用し、円滑に協議が行われるよう規定を整備

### 契約時

契約書に調停人を明記

※調停人を採用する場合

### 協議段階

受注者又は発注者の申し出により、協議段階から調停人の立会い・助言等を求めることが可能

協議段階での公正・中立な第三者の活用により紛争を未然に防止

### 協議不調時

建設工事紛争審査会によるあっせん又は調停等

## 施工体制の合理化

### ● 現場代理人の常駐義務が緩和されました

- ◆ 通信手段が発達した現在においては、工事期間全般について、現場代理人が工事現場に常駐しなくても、円滑な工事の遂行は可能
- ◆ このため、発注者が、一定の場合には常駐義務を緩和できる規定を追加

発注者は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。

## 不良不適格業者の排除

### ● 受注者が暴力団等である場合の解除権が規定されました

- ◆ 発注者が契約を解除できる場合として、受注者又はその役員等が暴力団員である場合等の規定が追加されました



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 建設工事標準請負契約約款(甲)が改正されました

建設工事の適正・円滑な施工を確保するためには、受発注者間の契約が合理的で対等なものとなっていることが必要です。

このため、当事者間で結ばれる契約書の内容が、より一層、明確で対等なものとなるよう、今般、中央建設業審議会において、建設工事標準請負契約約款(甲)が以下のとおり改正されました。

民間建築関係企業の皆様におかれましては、改正後の標準約款を是非ご活用いただけますよう、お願ひいたします。

◆ 平成22年7月26日の改正により、主に以下のような内容について改善が図られました。

改正内容の詳細は裏面へ！

望ましい代金支払  
方法の明確化

契約当事者間の  
対等性確保

契約条件の  
明確化

- ✓ 建設工事標準請負契約約款とは、建設工事の請負契約を適正なものとするため、建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者に実施を勧告しているものです。
- ✓ このうち、甲約款は、民間の比較的大きな工事の発注者と建設業者との請負契約を対象としています。

○改正後の甲約款はこちらから

○改正後の甲約款本文はこちら

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1\\_6\\_bt\\_000092.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000092.html)

○甲約款（改正前）・甲約款（改正後）・旧四会約款の比較表はこちら

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13\\_sg\\_000013.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13_sg_000013.html) （資料2別添2）

お問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課法規係 03-5253-8111（内線24756）

# 甲約款の主な改正内容

## 望ましい代金支払方法の明確化

### ● 出来高払いの促進のため、契約書の記述が整備されました

民間約款（甲）「民間建設工事請負契約書」

#### 五、支払方法（抜粋）

部分払（〇月ごとに出来高に相当する額（ただし、既支払額を控除する。））

注 〇の部分には、たとえば、二、三等と記入する。

工事の出来高に応じた支払いを推奨

## 契約当事者間の対等性確保

### ● 約款中の呼称が「甲」「乙」から、「発注者」「受注者」に変更されました

### ● 第三者に損害を与えた場合の当事者間の負担の明確化が図られました

- ◆ 受注者が善良な管理者としての注意を払っても避けることができない騒音・振動等により、第三者に与えた損害について、発注者の負担を明確化
- ◆ 契約目的物に起因する日照阻害等の損害について、発注者の負担を明確化

### ● 公正・中立な第三者の活用が促進されるよう規定の充実が図られました

- ◆ 紛争が生じた後だけでなく、紛争が生じる前の受発注者間の協議段階から公正・中立な第三者（調停人）を活用し、円滑に協議が行われるよう規定を整備

#### 契約時

契約書に調停人を明記

※調停人を採用する場合

#### 協議段階

受注者又は発注者の申し出により、協議段階から調停人の立会い・助言等を求めることが可能

協議段階での公正・中立な第三者の活用により紛争を未然に防止

#### 協議不調時

建設工事紛争審査会によるあっせん又は調停等

## 契約条件の明確化

### ● 約款に基づく通知等を原則書面主義とする規定が設けられました

- ◆ 約款に基づいて行う協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として書面により行う旨が明記されました



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 建設工事標準請負契約約款(乙)が改正されました

建設工事の適正・円滑な施工を確保するためには、受発注者間の契約が合理的で対等なものとなっていることが必要です。

このため、当事者間で結ばれる契約書の内容が、より一層、明確で対等なものとなるよう、今般、中央建設業審議会において、建設工事標準請負契約約款(乙)が以下のとおり改正されました。

民間建築関係企業の皆様におかれましては、改正後の標準約款を是非ご活用いただけますよう、お願いいたします。

◆平成22年7月26日の改正により、主に以下のような内容について改善が図られました。

改正内容の詳細は裏面へ！

望ましい代金支払  
方法の明確化

契約当事者間の  
対等性確保

契約条件の  
明確化

- ✓ 建設工事標準請負契約約款とは、建設工事の請負契約を適正なものとするため、建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者に実施を勧告しているものです。
- ✓ このうち、乙約款は、個人住宅等の民間の比較的小さな工事の請負契約を対象としています。

○改正後の乙約款はこちらから

○改正後の乙約款本文はこちら

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1\\_6\\_bt\\_000092.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000092.html)

○乙約款新旧対照表はこちら

[\(資料2別添3\)](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13_sg_000013.html)

## お問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課法規係 03-5253-8111 (内線24756)

# 乙約款の主な改正内容

望ましい代金支払方法の明確化

## ● 前払金等が過大とならないよう契約書の記述が整備されました

民間約款（乙）「民間建設工事請負契約書」

### 五、支払方法（抜粋）

この契約成立のとき  
部分払 第一回  
第二回  
完成引渡しのとき

○割  
○割  
○割  
○割

注 ○の部分には、例えば、  
「この契約成立のとき

一割

部分払 第一回  
第二回  
完成引渡しのとき

三割

三割（又は四割）

三割（又は二割）」と記述

工程に応じ  
た代金の支  
払いを推奨

## 契約当事者間の対等性確保

- 約款中の呼称が「甲」「乙」から、「発注者」「受注者」に変更されました
- 公正・中立な第三者の活用が促進されるよう規定の充実が図られました

◆ 紛争が生じた後だけでなく、紛争が生じる前の受発注者間の協議段階から公正・中立な第三者（調停人）を活用し、円滑に協議が行われるよう規定を整備

### 契約時

契約書に調停人を明記

※調停人を採用する場合

### 協議段階

受注者又は発注者の申し出により、  
協議段階から調停人の立会い・助言等を  
求めることが可能

協議段階での公  
正・中立な第三  
者の活用により紛  
争を未然に防止

### 協議不調時

建設工事紛争審査会によるあっせん又は調停等

## 契約条件の明確化

## ● 約款に基づく通知等を原則書面主義とする規定が設けられました

◆ 約款に基づいて行う協議、承諾、通知、指示、請求等は、原則として書面により行う旨が明記されました



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

# 建設工事標準下請契約約款が 改正されました

建設工事の適正・円滑な施工を確保するためには、元請・下請間の契約が合理的で対等なものとなっていることが必要です。

このため、当事者間で結ばれる契約書の内容が、より一層、明確で対等なものとなるよう、今般、中央建設業審議会において、建設工事標準下請契約約款が以下のとおり改正されました。

建設工事関係企業の皆様におかれましては、改正後の標準約款を是非ご活用いただけますよう、お願いいたします。

◆ 平成22年7月26日の改正により、主に以下のような内容について改善が図られました。

**改正内容の詳細は裏面へ！**

契約当事者間の  
対等性確保

施工体制の  
合理化

契約条件の  
明確化

- ✓ 建設工事標準請負契約約款とは、建設工事の請負契約を適正なものとするため、建設業法に基づき、中央建設業審議会が公正な立場から作成し、関係者に実施を勧告しているものです。
- ✓ このうち、下請約款は、公共工事・民間工事を問わず下請契約全般を対象としています。

## ○改正後の下請約款はこちらから

### ○改正後の下請約款本文はこちら

[http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1\\_6\\_bt\\_000092.html](http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/1_6_bt_000092.html)

### ○下請約款新旧対照表はこちら

[http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13\\_sg\\_000013.html](http://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/sogo13_sg_000013.html) (資料2別添4)

### お問い合わせ先

国土交通省総合政策局建設業課法規係 03-5253-8111 (内線24756)

# 下請約款の主な改正内容

## 契約当事者間の対等性確保

- 約款中の呼称が「甲」・「乙」から「元請負人」・「下請負人」に変更されました
- 公正・中立な第三者の活用が促進されるよう規定の充実が図られました
  - ◆ 紛争が生じた後だけでなく、紛争が生じる前の元請負人・下請負人間の協議段階から公正・中立な第三者（調停人）を活用し、円滑に協議が行われるよう規定を整備

### 契約時

契約書に調停人を明記

※調停人を採用する場合

### 協議段階

下請負人又は元請負人の申し出により、  
協議段階から調停人の立会い・助言等を  
求めることが可能

協議段階での公  
正・中立な第三  
者の活用により紛  
争を未然に防止

### 協議不調時

建設工事紛争審査会によるあっせん又は調停等

## 施工体制の合理化

### ● 現場代理人の常駐義務が緩和されました

- ◆ 通信手段が発達した現在においては、工事期間全般について、現場代理人が工事現場に常駐しなくとも、円滑な工事の遂行は可能
- ◆ このため、元請負人が、一定の場合には常駐義務を緩和できる規定を追加

元請負人は、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ元請負人との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができます。

## 契約条件の明確化

### ● 工期は、下請負人の施工期間を記載するよう、約款に明記されました

- ◆ 下請契約における工期は、元請負人が注文者から請け負った全体工期ではなく、下請負人の施工期間を記載すべきことが明記されました



国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism